

第2回 自治基本条例をつくる市民会議のまとめ

テーマ：小諸市民の幸せのために誰が何をすべきか？～市民・議会・市長・行政の役割とは～

日時：平成20年8月12日（水） 場所：コミュニティセンター3階会議室

<1班のWSのまとめ> 参加人数7名

視点1「行政が担うべきか、市民が担うべきか、判断が難しい事業や取組み。違和感を感じている事業や取組み。」で出された意見から、視点2「市民と行政との役割分担はどうあるべきだと考えるか。また、どのように決めるべきか？」の考え方を抽出しながらWSを進めた。

視点1：行政が担うべきか、市民が担うべきか、判断が難しい事業や取組み。違和感を感じている事業や取組み。

・募金活動

市民の善意で行われる運動によって集められるべき募金が行政の呼びかけで集められており違和感を感じる、という意見があった。

・ごみ出し・雪かき等の日常生活の支援

日常生活を安全で快適なものにするために隣近所や区によって相互扶助的な活動が行われているが、こうした活動と行政が行う福祉サービスとの境目の判断が難しい。

例えば、ごみ収集所については区が管理しているが、区未加入者には使わせない区がある。このような場合、納税者である未加入者のごみ処理は市が行うべきなのか。また、ごみ出しや雪かきが独力でできない住民がいるが、近隣住民が手を貸さない・貸せない場合には、彼らへの援助は誰が責任を持って行うべきか判断がつかない、という意見があった。

・枝切り

公共道路に突き出している個人の植木の枝葉の枝切りは、近隣同士で指摘すると角が立つので、行政が第三者的に介入して処理するべきである。しかし、隣の家敷地から自宅の庭に出ている植木の枝切りについては、行政にお願いするのはおかしい気がするが、直接指摘することにも抵抗があり判断がつかない、という意見があった。

・道路の清掃・補修

生活道路の清掃や簡単にできる補修は市民や区が自ら行うべきであるという意見が出た。一方、市民や区の多少の努力で補修ができない、側溝の詰まりや舗装道路の損傷の修理などは、行政が行うべきであるという意見があった。また、道路の危険箇所をなるべく速やかに行政に伝えることも市民の大切な役割であるという指摘もあった。

視点2：市民と行政との役割分担はどうあるべきだと考えるか。また、どのように決めるべきか？

・市民が担うべきもの

まず、市民を、大きく住民と企業に分けて考えるべきであるという意見が出た。そのうち、住民が担うべきこととしては、隣近所の問題、居住地区の安全・衛生管理、自治区の行事への参加、ボランティア活動、納税の5つが挙げられ、納税だけでなく、自分たちでできる身近な生活課題の解決が市民の責務であるという考えが示された。また、企業が担うべき役割として、環境保全・環境配慮、地域住民・地域社会との協調が挙げられた。

・行政が担うべきもの

一方、行政が担うべきものとして、個人を超えた利害調整、住民全体のために必要ではあるが危険（リスク）を伴う作業、条例・法令を市民に遵守させること、拠点整備などの市民活動支援、効率的な財政運営の5つが挙げられた。これらは、それぞれ個々の住民にはできないことであり、行政が行うことが妥当であるという意見が出た。

・市民と行政の役割分担について

< 役割分担があいまいな理由 >

整理をしていくと市民と行政との役割分担のなかで自明のものもあるが、行政と区との関係ではあいまいなものが多いという意見が挙がった。その理由は、区の位置づけが条例などで定義づけられず、明文化もされていないためという指摘があった。

< 今後必要となる役割分担の考え方 >

市民と行政の間で妥当な役割分担を行っていくためには、まず前提として、市民自身が行政の力を頼らずともできることは何かをしっかりと考えることが必要という意見が出た。また、行政側も市民の協力を求めたい部分や事業を行ううえで困っている実情を市民にしっかりと伝えることが求められるという意見が出た。

役割分担のあり方を明確にし、それを実践する際には、まず、これまでに作成されてきた既存の条例や法律をしっかりと見返すところから始める必要があること、一度役割分担を決めたらそれを徹底することが必要であるという意見が出た。

・今後の検討に向けて

今回のテーマに対する議論とは別に、今後の市民会議の進め方についても意見が出た。まず、参加者の顔ぶれが偏っているので若者や企業人などの参加を促し、市民の実態に近くなるようにすべきという意見が出た。また、本日の議論の内容が行政と区との関係の話題に偏りがちであったため、もっと広い視点から市の自治について検討する必要があるという指摘があった。

最後に、自治基本条例をつくる目的はルールをつくり守らせることなのか、市民自治意識を高めるきっかけとするのか、どこに主眼を置くのかという重要な議論がなされた。

第2回 自治基本条例をつくる市民会議のまとめ

テーマ：小諸市民の幸せのために誰が何をすべきか？～市民・議会・市長・行政の役割とは～

日時：平成20年8月12日（水） 場所：コミュニティセンター3階会議室

< 2班のWSのまとめ > 参加人数8名

視点1「行政が担うべきか、市民が担うべきか、判断が難しい事業や取組み。違和感を感じている事業や取組み。」で出された意見から、視点2「市民と行政との役割分担はどうあるべきだと考えるか。また、どのように決めるべきか？」の考え方を抽出しながらWSを進めた。

以下では、上記、のそれぞれについて、視点1と2を合わせた形でまとめを示す。

市民が担うべきこと・担うべきであると判断する理由等

・基本的な考え～できることは自分で～

市民自身が担うことで行政コストの低下につながることもあるため、できることは市民自身で行うということが、役割分担の基本的な考えである、という意見があがった。

・普段の生活に根ざした活動

市民生活に直結することとして、ゴミの適切な処分をすべきとの意見があがった。この他、個人ではなく地域全体として行なうべきこととして、通学路の草刈、街路樹の管理、側溝の掃除、安全パトロールをすべきである、という意見があがった。

このような意見があがった背景として、まず普段の生活に根ざした活動は市民自身が行なうべきであるという考えがある。この他、地域での相互扶助的活動、その活動を通して人を大切に思う気持を育む活動などは市民が行なうべきであるとの意見が出された。

・市民が主役の活動

市民活動を促進するための周辺地域との交流や市民祭りは市民が担うべきである、という意見があがった。このような活動は、実際のところ、市民だけで全てを完結させることは難しいため、ある程度行政の支援も必要である。しかし、活動の性格上、本来市民が主体となるべきことであるため、市民が担うべきであるとの指摘があがった。

行政が担うべきこと・担うべきであると判断する理由等

・市民だけで調整しきれない活動

区の内外では常に人の出入りがあるため、市民だけで区の境界の線引きの調整を行なうことは難しい。そのため、行政が市民に変わって区の線引きを行った方が良いのではないかという考えから、区の境界の線引きは行政が行なうべきであるとの意見があがった。

・その他

上記の他、行政が担うべきこととして、公共交通など市民の足の確保、周辺自治体との連携、図書館の充実、ゴミ処理の全体的な管理、という意見があがった。

市民と行政の両方が担うべきこと・担うべきであると判断する理由等

・ゴミの不法投棄に対する監視

ゴミの不法投棄に対する監視は、市民と行政とが一緒になって行うべきである、という意見があがった。この理由として、行政のみならず市民も監視しているということを示すことが不法投棄の減少につながる、との意見があがった。

・市民意向の反映が強く求められる行政サービスの検討

コミュニティバス「すみれ」号の運行時刻の検討のような、行政サービスの中でも特に市民意向の反映が求められる事柄については、市民と行政とが一緒になって検討すべきである、という意見があがった。

・税金未納対策

未納対策を解決するには、未納理由やその人の生活状況をつかめないため、行政のみが行う納税状況の把握や徴収行動だけでは対策が不十分である。このため、未納者の生活状況を把握し、接触をはかることができる近隣住民や区の協力を得ることが有効であると考えられる。このため、未納問題に対しては市民、行政の両方で対処すべきである、という意見があがった。また、未納者には、納税できるがしていない人、生活が苦しく納税できない人というように、大きく2種類いるため、それぞれで異なる対応が求められる、という指摘もあがった。



ファシリテーター（進行役）が、各グループの意見を発表しました。

その他の意見 ～役割分担を考える前提～

市民、行政のそれぞれの役割分担を考える前提として、市民と行政の関係、位置づけを確認しあう必要がある。また、一度確認をしたらそれで終わりではなく、随時、見直しを行ない、その時々にあった役割分担を考える必要がある、という意見があがった。

第2回 自治基本条例をつくる市民会議のまとめ

テーマ：小諸市民の幸せのために誰が何をすべきか？～市民・議会・市長・行政の役割とは～

日時：平成20年8月12日（水） 場所：コミュニティセンター3階会議室

<3班のWSのまとめ> 参加人数6名+オブザーバー1名

視点1「行政が担うべきか、市民が担うべきか、判断が難しい事業や取組み。違和感を感じている事業や取組み。」で出された意見から、視点2「市民と行政との役割分担はどうあるべきだと考えるか。また、どのように決めるべきか？」の考え方を抽出しながらWSを進めた。

視点1：行政が担うべきか、市民が担うべきか、判断が難しい事業や取組み。違和感を感じている事業や取組み。

・住居の境界線上での枝きり

住居の境界線上での枝きりについての意見が出された。隣人の住宅から住居の境を越えて樹木の枝が入ってきたとき、行政に依頼があるケースが多い。これは本来市民同士で解決すべき問題だが、市民の関係が希薄になっている中では、個人で解決するのは難しい状況になっているという意見が挙げられた。それに対して、そういった個人間の問題は、区が仲介に入って解決すべきという意見があった。また、シルバー人材センターのような新たな担い手が仲介して、枝きり問題の解決を図っているという事例も紹介された。

・道路清掃等

道路清掃等について、畑や田んぼ脇の道路法面（のりめん）の草刈り等は、法面の広さがまちまちであるため、一概に誰が担うべきかを決められないという意見が出された。それに対して、幹線道路に付随するものは行政がやるべきだが、生活道路は地元で担うべきという意見があった。また、個人所有の農地から流出した土は、行政でなく、土地所有者が行うべきであるという意見も見られた。

・その他

その他としては、通学手段における補助の金額について、市民と行政がどの程度負担しあうべきかは判断がつかないといったことや、雪かきについては、自宅周辺の狭い道路は自ら行うべきといった意見が出された。

視点2：市民と行政との役割分担はどうあるべきだと考えるか。また、どのように決めるべきか？

・行政・区・市民の連携の必要性

市民と行政との役割分担をする大前提として、行政・区・市民の連携が必要である意見が出された。

・互いに行うこと 情報公開、監視

連携のひとつとして、行政と住民が互いに役割を持たなければならないというが挙げられた。それは、行政は、しっかりと住民ニーズを把握した上で事業を行い、事業の遂行にあた

って情報公開をする。また、住民はその情報をもとに、事業がしっかりと行われているかどうかを監視する必要があるといった意見である。

・行政が担うべきこと

行政が担うこととしては、大きく「公共機関でないとできないこと」「市民が個人では対応できないこと」に分かれる。前者は、市民が安心して暮らす前提となるようなことやプライバシーに関わることなど、後者は、範囲が広く市民が個人では対応できないことなどが挙げられた。

・市民が担うべきこと

市民が担うべきこととしては、身近な問題で市民ができる範囲については、自ら行うという意見が出された。

・役割分担のルールが必要

市民が行うことと行政が行うことは、身近であれば市民、そうでなければ行政という、範囲が曖昧なもののため、ルール作りが必要であるという意見が出された。また、ルールという明確なものではないが、身近なことは自己判断で行うべきという意見も見られた。

・課題

役割分担のルールを定めるにあたって課題となっているものは、市民の価値観の多様化であるという意見が挙げられた。市民の価値観が異なるため、一律のルールを作りづらい状況がある。また、ルールづくりにあたって、行政が主体ではなく、市民が主体であるということ忘れてはいけないという意見があった。



少し難しいテーマながらも
活発な意見交換がされ
多くの付箋が貼られました。